

令和5年度 埼玉県教員研修計画

1 基本方針

次代を担う子供たち一人一人を認め、鍛え、育むためには、個々の教員が教育に対する情熱と使命感を持ち、学び続ける教員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮する必要がある。そのために教員同士が学び合い、高め合い、学び続ける目的意識を持ち、ステージアップ及び資質の向上を図ることができるよう本研修計画を策定する。

教員等が「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえて、資質の向上・積み上げを図ることができるよう、年次経験者研修、特定研修、専門研修等を実施する。これらの研修に加えて、学校におけるOJTを通して、教員等一人一人のステージアップを図り、優れた指導力と使命感を兼ね備えた教員等の着実な育成を行う。

2 埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養

- 常に自己研鑽に努め、主体的・自律的に学ぶ
- 教育公務員としての使命を自覚し、高い倫理観と生徒等への教育的愛情を持つ
- 豊かな人間性、コミュニケーション力、人権意識、幅広い教養や視野を持ち、家庭や地域など誰とでも協働する

3 埼玉県校長及び教員としての資質向上に関する指標

変化の激しい時代において、これから教員は、学校を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を發揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて「学び続ける」姿勢が求められる。教員免許更新制が発展的解消されたことを受け、管理職との対話による受講奨励に基づき、自身のキャリアにおいて必要と考えられる内容について、主体的に研修受講をしていくことが肝要である。

キャリアステージ	採用前	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	管理職(校長等)
	養成期	基盤形成・協力期	充実・推進期	深化・中核期	発展・後進育成期	校長は、生徒等の豊かな学びを充実させるため、学び深める教職員を育成する等、教育課題に対して適切に対応するための学校組織を構築する。 副校長・教頭は、校長の補佐役として、これまでの豊富な経験を生かして教職員への指導・支援を行う等、広い視野で学校経営に資する専門性を発揮する。
	教員に求められる基本的な知識を学ぶとともに、自ら課題を発見して解決する姿勢を身に付ける。	教員として必要な基本的事項について幅広く学び、管理職や他の教職員から学びながら、基礎となる力を身に付ける。	自身の経験を基に、学習指導や生徒指導等の専門性をさらに高め、チームの一員として実践的指導力を高める。	校務分掌等において、学校の中核的な存在としての自覚を持ち、チームとしての学校への貢献度を高める。	これまでの教育実践を振り返り、自らの知識や技能を発展させ後進を育成し、多面的・多角的な視野を持ち、組織的な学校運営を推進する。	

【教諭に求められる資質能力 ※】

大項目	小項目
A 学校運営	●学校組織マネジメント ●学校安全 ●外部連携
B 学習指導	●指導計画、カリキュラム・マネジメント ●「主体的・対話的で深い学び」の実現 ●学習評価・授業改善
C 生徒指導	●学級経営 ●教育相談 ●キャリア教育 ●生徒等の問題行動への対応
D 特別な配慮や支援を必要とする生徒等への対応	●多様なニーズへの対応
E ICTや情報・教育データの利活用	●ICT活用

※養護教諭、栄養教諭については、それぞれの専門性に応じた資質能力を定める。

4 研修履歴の記録及び資質の向上に関する指導助言等

教育公務員特例法第22条の5の規定に基づく研修履歴の記録の作成は、同法第22条の6の規定に基づく資質の向上に関する指導助言等の際に当該記録を活用することにより、教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資するため実施する。

また、同法第22条の6第2項の規定に基づく資質の向上に関する指導助言等は、同法第22条の5の規定に基づく研修履歴の記録を活用し、教師と管理職等が対話を実行中で、教師自らの研修ニーズ、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえ、当該教諭の意向を十分くみとりながら、必要な学びを主体的に行うために実施する。

5 研修体系

(1) 年次経験者研修（経験年数に応じて受講する研修）

教員等一人一人のライフステージに応じ、全ての教員等の専門職として必要な知識の習得及び技能の向上を図る。

- (初年度) 初任者研修 新規採用教員研修
- (2年目) ステップ・アップ研修【小中学校】
- (3年目) ジャンプ・アップ研修【小中学校】
- (5年目) 5年経験者研修
- (10年目) 中堅教諭等資質向上研修
- (20年目) 20年経験者研修

(2) 特定研修（特定の職務等により受講する研修）

学校や地域の教育活動の推進に必要な特定の任務遂行に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図るとともに、喫緊の教育課題の解決に資する。

- 幼児理解研修会
- 小学校理科指導力向上研修会
- 高等学校実習教員（理科）研修会
- 外国語活動・外国語指導者研修会
- 道徳教育推進者養成研修会
- 中学校技術・家庭科（技術分野）指導者養成研修会
- 中期研修会
- 生徒指導・教育相談上級研修会
- 通級指導教室新担当教員研修会
- 特別支援学校新担当教員研修会
- 特別支援学級新担当教員研修会（本採用者対象）
- 特別支援教育コーディネーター研修会
- 多様な生徒に寄り添う・支えるコーディネーター研修会（高校基礎・高校実践）
- 特別支援学級新担当教員育成研修会（臨時の任用者対象）
- 高等学校農業科新任教員等実技研修
- 活かすぞ！学校ファーム研修会

(3) 専門研修（希望して受講する研修）

各教科等における指導力の向上を目指し、基本的事項から専門的事項までの幅広い知識の習得及び技能の向上を図る。

- 各教科等分野
- 特別支援教育分野
- 環境教育分野
- 教育の情報化分野
- 生涯学習分野
- 環境・生物分野
- マネジメント分野
- 生徒指導・教育相談分野
- 管理職関係分野

(4) 管理職研修（管理職が受講する研修）

校長・教頭等に、管理職として必要な総合的なマネジメント能力やリーダーシップを身に付けさせ、資質の向上を図る。

- 校長・教頭・主幹教諭等研修
- 管理職候補者研修
- 校長候補者研修
- 教頭候補者研修
- 等

(5) 要請研修（要請に応じて指導主事を派遣する研修）

市町村教育委員会や学校等が主催する研修会に、テーマに応じて総合教育センターの指導主事を指導者として派遣する。

<研修テーマ例>

- 学校組織マネジメント概要
- 多文化共生・日本語指導
- 情報モラル・情報セキュリティ
- 校務の情報化
- 各教科における学力向上等
- ICTを活用した授業改善
- 若手教員授業力向上等
- 小学校外国語・外国語活動
- 体力向上・体育科経営
- 道徳教育
- コンクール審査・指導講評
- 新学習指導要領に基づく学習評価等
- 総合的な探究の時間成果発表会における指導講評
- 校内授業研究会・研究授業における指導講評
- 「主体的・対話的で深い学び」への授業改善
- 教科横断的な学び
- カリキュラム・マネジメント
- 等

※各研修の実施方法、実施施設等については、各研修の実施要項等を参照

6 研修の推進に係る事項

(1) 連携協力

大学・研究機関と、教員の資質の向上及び教育上の諸課題の対応のため連携協力して実践的な研究・研修を行い、その成果を生かして埼玉県の教育の充実・発展を図る。

(2) その他

- 研修の実施に当たっては、研修会の振り返り等を実施し、内容の改善に役立てる。
- 効率的な研修が実施されるよう、実施時期、方法、内容等の検討を常に行う。